

## 静岡県告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称  
菊川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東遠広域都市計画下水道事業 菊川市公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 平成11年1月8日  
至 令和9年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし